

令和6年度定期監査（下期）結果

- 1 実施期間** 令和7年2月5日から3月13日まで
- 2 対象とした事項及び範囲** 令和6年度 一般会計及び特別会計の歳入歳出予算執行状況について（令和6年12月31日現在）
- 3 対象部課名** 《市長公室》秘書交流課、危機管理課、広報公聴課、東京事務所
《総合政策部》総合政策課、地域政策課
《財務部》財政課、契約管財課、税務課
《飛騨高山プロモーション戦略部》ブランド戦略課、観光課
《建設部》建設課、維持課

4 着眼点

一般会計及び特別会計の歳入歳出予算執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・ 正確性：財務関係書類等の正確性の検証
- ・ 適法性：法令・規則等に準じた事務処理がされているか
- ・ 計画性：予算の執行は計画的に行われているか
- ・ 効率性：事業運営が費用・労務を最少限とする手法か
- ・ 有効性：事業運営の結果が、所期の目標を達成しているか、また、効果をあげているか

5 監査の方法

所管課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、所管課の説明聴取及び質疑を実施した。

6 監査の結果

監査の結果、事務事業の執行状況は全般にわたり概ね適切であった。

なお、監査の過程での軽微な事項については、口頭で指示をしたが、特に次の点については留意されたい。

○負担金の見直しについて（観光課）

観光課所管の観光振興事業費において、関係自治体や民間組織との連携による戦略的な観光振興を目的に、総額 11,454 千円の負担金を計 13 団体に交付している。

交付している団体のなかには、昭和 39 年から加入しているものや、構成する団体、目的が一部重複しているものが見受けられた。

時代や団体との関係性の変化を踏まえ、発足した経緯や目的を整理し、効果の検証を行うことが必要と考える。

公金が市の観光推進に有効活用されるよう、さらなる見直しを進められたい。

○減額補正の必要性について（財政課・建設課）

市道大新町七日町線（不動橋）整備に係る測量等委託料として、当初予算 55,000 千円に対し、決算見込額 12,732 千円で、他の執行分（北山橋調査業務 2,369 千円）を含めても、執行率 27.5%、39,899 千円の不用額が発生していた。

原因として、当初予算は、河川管理者である県との下協議を踏まえ、橋梁新設（架け替え）を想定して委託料を積算していたが、再協議の結果、年度途中の令和 6 年 7 月に整備方針を改修へ変更したことによるものであった。

地方自治法第 218 条（補正予算）第 1 項では、「予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。」と規定している。

当事業は、当初予算の内容を大きく変更した結果、多額の不用額が年度途中で確定したものであり、減額補正すべきであったと考える。多額の不用額が見込まれても、減額補正までは行わず、項内での流用財源や繰越金として翌年度に使用するとの説明を受けたが、今後、市の財政状況は年々厳しくなっていくことが予想されており、従来の対応を継続していくことの可否について検討されたい。